

# 自分のこと、家族のこと、 これからのことを考えませんか？

気がかりなことはありませんか？  
以下の項目からチェックしてみてください。



©ふくくん ©かこちゃん  
加古川市社協 マスコットキャラクター

<input type="checkbox"/>	物忘れが増えてきたと感じることがある。
<input type="checkbox"/>	家にあるのに同じものを買ってしまうことが増えた。
<input type="checkbox"/>	キャッシュカードの暗証番号を忘れ、手続きができなくなった。
<input type="checkbox"/>	通帳や印鑑など大事なものの置き場所が分からなくなり、失くしてしまうことがある。
<input type="checkbox"/>	未払いの請求書が増えてきたなど、支払いの対応が難しくなってきた。
<input type="checkbox"/>	契約などの書類の内容が難しく、手続きするとき不安である。
<input type="checkbox"/>	悪質業者に騙されたというニュースを見ると不安になる。
<input type="checkbox"/>	判断ができなくなったときに頼れる人がいない。
<input type="checkbox"/>	相続の手続きが進まない。(相続人の中に判断能力が低下した人がいる。)
<input type="checkbox"/>	家族や周りに、上記に当てはまる人がいる。
<input type="checkbox"/>	上記の状態になる前に備えたい。

ひとつでも当てはまるものがあれば、このパンフレットをお読みください。

このような心配や不安を解消し、安心して自分らしく暮らしつづけるために、  
あなたの権利をまもり支援するのが、成年後見制度です。

加古川市成年後見支援センター  
受託法人 社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会



# 成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどがあることで、日常生活で困りごとや心配ごとが起こることがあります。そんな方たちが自分らしく安心して暮らせるよう、本人の気持ちを大切に、生活や財産を守る、契約を代わりに行うなど、法的にさまざまな支援を行う制度です。

自ら後見人を積極的に選びたい人は、任意後見制度をご検討ください。手続きについてはP5をご覧ください。



## どんなことをしてくれるの？

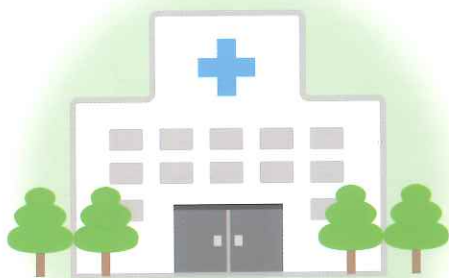


書類の確認と手続きのお手伝い



サービス利用のお手伝い

本人の気持ちを大切にしながら困ったときは相談に乗ってくれます。



入院、施設入所など手続きのお手伝い



定期的な訪問や見守り



不利益な契約の取り消し



通帳の保管や支払いのお手伝い



亡くなった後の相談・引き継ぎ



# 成年後見人等ってどんな人？

本人の気持ちや体の状態、生活状況に合った支援を行う人を家庭裁判所が選びます。

親族



本人にとって身近な支援者

専門職



福祉や法律の専門家  
(弁護士、司法書士、社会福祉士など)

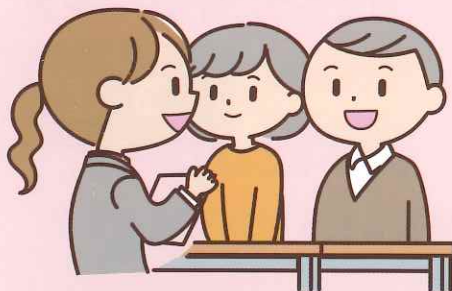
市民後見人・法人など



専門的な研修を受けた市民  
NPO 法人や社会福祉法人など

## 成年後見制度を利用するには？

### 1 相談



本人や家族・支援者

成年後見支援センターや地域包括支援センター、基幹相談支援センターなどに相談してみましょう。

### 2 申立書類の準備

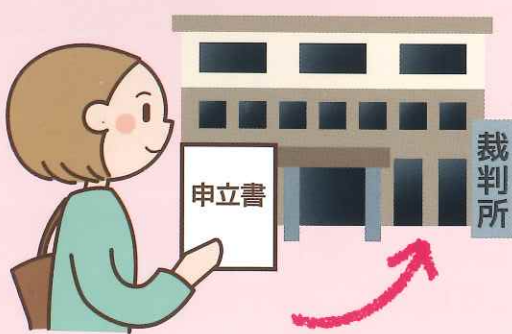


申立人

専門職

準備の仕方も相談できます。  
(弁護士、司法書士に依頼する場合は有料)

### 3 家庭裁判所に申立て



受付後、家庭裁判所が調査などを行います。

### 4 成年後見人等の決定



家庭裁判所が成年後見人等を決めると、あなたの支援者がもう1人増えます。  
※後見人等が決まるまでは1~3か月程度かかります。





# せいねんこうけんせいど 成年後見制度



しつもん こた  
よくある質問にお答えします

しつもん  
質問 1

せいねんこうけんになんとう つ じぶん が もの  
成年後見人等が就くと、自分で買い物はできなくなるのですか？

た もの ようふく にちじょうせいかつ ひつよう じぶん が  
食べ物や洋服など日常生活に必要なものは自分で買えます。

かいとう  
回答 1

しつもん  
質問 2

せいねんこうけんになんとう なん たの  
成年後見人等には何でも頼めるのですか？

かぞく ちが たの たの  
家族とは違うので、頼めること・頼めないことがあります。

かいとう  
回答 2

しつもん  
質問 3

もうした ひよう  
申立てにはどのくらい費用がかかりますか？

てすりよう いんしだい きってだい いちまんえん  
手数料の印紙代や切手代など1万円くらいかかります。  
(そのほかにしんだんしょだい かんていひよう  
診断書代や鑑定費用がかかります。)

かいとう  
回答 3

しつもん  
質問 4

せいねんこうけんになんとう しはら ほうしゅう  
成年後見人等に支払う報酬はいくらですか？

ほんにん せいかつ ししょう ほんい かにさいばんしょ き  
ご本人の生活に支障のない範囲で家庭裁判所が決めます。  
しんぞくこうけんにん ばあい ほんにん ふたん へ せいきゅう  
親族後見人の場合は、ご本人の負担を減らすため請求をしない  
こともできます。

かいとう  
回答 4

しつもん  
質問 5

せいねんこうけんになんとう しごと つづ  
成年後見人等の仕事はいつまで続くのですか？

ほんにん な けんげん  
ご本人が亡くなると権限がなくなります。  
とちゅう  
途中でやめることはできません。

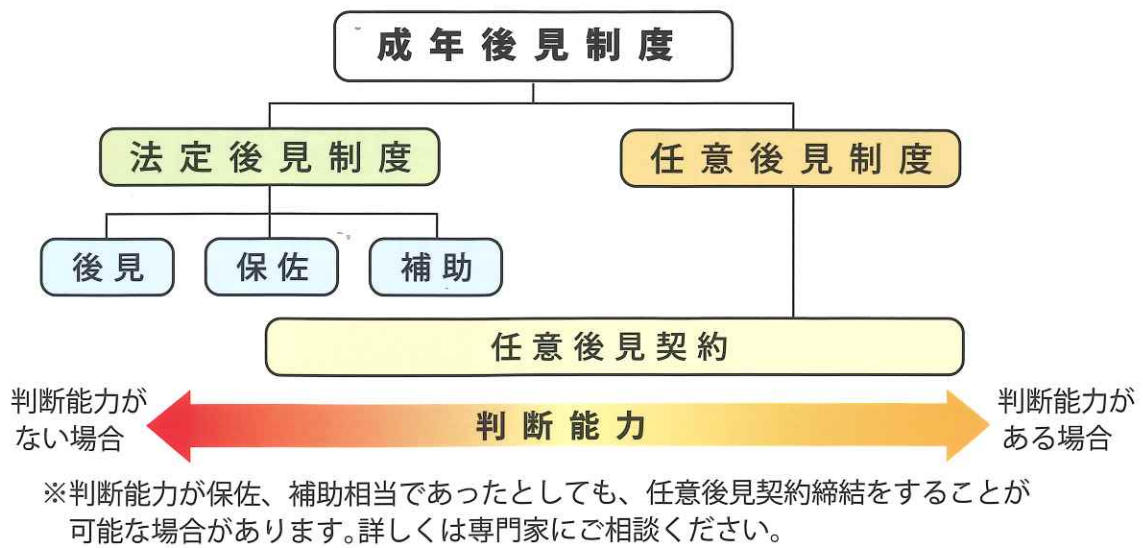
かいとう  
回答 5

お問い合わせ先：加古川市成年後見支援センター

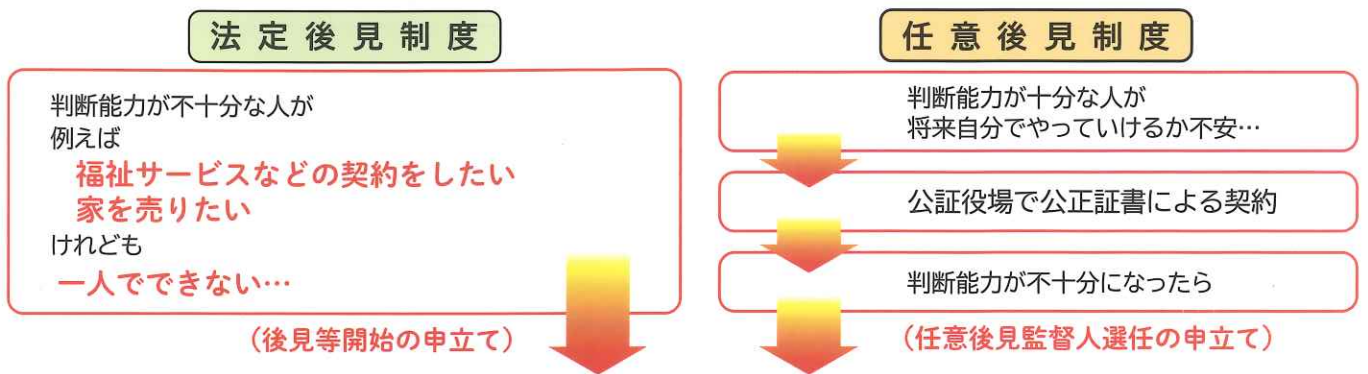
〒675-8577 加古川市加古川町寺家町 177-12 加古川市総合福祉会館 1 階  
電話：079-441-8156 FAX：079-441-8157  
Email: kouken@kakogawa-shakyo.jp

Q&A は下記のホームページでもご覧いただけます。  
[http://www.kakogawa-shakyo.jp/guardianship\\_supportQA.html](http://www.kakogawa-shakyo.jp/guardianship_supportQA.html)





## 成年後見制度の利用手続きの流れ



### 申立て

#### 申立先

本人の住所地（生活している場所）の家庭裁判所

#### 申立権者

本人、配偶者、4親等内の親族（注1）、検察官、任意後見人、任意後見監督人、市町村長（注2）等  
 （注1）いとこ、甥姪の子、大おじ大おば、高祖父母、玄孫まで  
 （注2）2親等内の親族がないなどの場合（任意後見は対象外）

#### 申立てに必要なもの

- 申立書 ● 収入印紙 ● 郵便切手
- 登記用収入印紙 ● 戸籍謄本（申立人、本人）
- 住民票（本人及び成年後見人等候補者）
- 登記されていないことの証明書（本人）
- 診断書（医療機関によって費用は異なる）
- 本人情報シートなど

### 審理

#### 面談

申立人から申立ての事情等についてお伺いします。

#### 調査

家庭裁判所調査官が申立人、本人、親族等の関係者に事情を尋ねることがあります。

#### 鑑定

本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定を行うことがあります。（鑑定料として10万円程度必要になります）

#### 審問

必要に応じて裁判官が直接事情を尋ねます。

など

### 審判

審理の結果が書面（審判書）に記載され、申立人等に送付されます。

### 援助開始

家庭裁判所に任ぜられた人が身の回りに配慮しながら財産の管理等を行います。（任意後見では監督人が選任され、任意後見人の事務を監督します）  
 審判内容は戸籍には記載されません。



## 成年後見制度の 留意しなければならないこと



- 成年後見制度は、認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が対象です。ご本人の障がいが身体的なものだけの場合や、単なる浪費などの場合は成年後見制度の対象となりません。
- 法定後見制度は、希望する人が成年後見人等には限りません。家庭裁判所が本人にとって最も適任だと思われる方を選びます。
- 任意後見制度は、誰に何を頼むか公正証書を作成し契約を交わしておきます。判断能力が不十分になったら、家庭裁判所へ任意後見監督人選任の申立てをおこない、任意後見監督人のもと、契約内容に従って支援が始まります。
- 書類は申立人が作ります。困難な場合は弁護士、司法書士に書類作成を委任することができますが、有料となります。
- 申立てに必要な手続き費用は、原則として申立人が納めることとなります。家庭裁判所の許可があれば、申立費用を本人負担とすることができますが、書類作成を委任する費用は申立人負担となります。
- いったん申立てをすると、裁判所の許可を得なければ取り下げることができません。例えば、申立人が候補者として希望する方が選ばれそうにないという理由では、原則として申立ての取り下げは認められません。
- 家庭裁判所から成年後見人等を監督する成年後見監督人が選任されることがあります。
- 本人の財産は、原則本人のためだけに使います。成年後見人等の報酬も本人の財産より支払われます。
- 本人の生活の様子や収支状況などについて定期的に、成年後見人等は家庭裁判所に、任意後見人は任意後見監督人に報告する義務があります。